

津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ使用規則

目 次	ページ 1
・ 施設の申請から使用までの流れ	2
・ 施設利用料金表	4
・ 設備器具利用料金表	6
・ 屋外展示場及び多目的広場(駐車場兼用)利用料金	7
・ その他指定管理者が使用を認める場所	9
1 開館日・使用時間	10
2 使用の申請	10
3 使用の許可	12
4 必要書類の提出	12
5 利用料金の納入	13
6 使用施設・期日の変更	14
7 施設使用の取消し	15
8 入場の制限・使用の取消し、停止	16
9 設備器具の貸出	17
10 管理責任	18
11 展示品の搬入出	18
12 装飾施工	19
13 表具施工	20
14 電気・水道・ガス施工	20
15 商品の展示	21
16 展示品の実演	21
17 飲食等	21
18 安全管理	22
19 原状復帰と損害賠償	23
20 駐車場の使用	23
21 電話	24
22 関係機関	24
23 その他	24
24 交通	24

施設の申請から使用までの流れ

1 施設使用の申請	<p>① 電話(059-223-4655)で施設の空き状況などをお問合せください。</p> <p>② 所定の「使用許可申請書」に必要事項をご記入ください。 ＊津市産業・スポーツセンターホームページからダウンロードできます。</p> <p>③ 津市産業・スポーツセンター受付窓口（サオリーナ1階）へ直接、またはFAX(059-223-4656)にてご提出ください。</p> <p>【申請期間】 使用日の1年前にあたる月の初日から申請できます。 ただし、以下の場合は、上記の申請期間に先立ち申請することができます。</p> <p>○展示場全体を使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業は、使用日の3年前にあたる月の初日から申請できます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業2 入場料等を徴収する事業3 国、三重県又は津市の主催又は共催事業 <p>○次に該当する事業は、使用日の2年前にあたる月の初日から申請できます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 展示場全体を使用する事業2 展示場を3分の2以上使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業<ol style="list-style-type: none">(1) 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業(2) 入場料等を徴収する事業(3) 津市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う産業振興団体の主催又は共催事業3 国、三重県又は津市の主催又は共催事業 <p>※屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）の使用に関しましては、使用日の1か月前にあたる月の初日から申請できます。</p> <p>※同一の事業での複数の施設の使用につきましては、最初に申請期間が到来する施設に合わせて申請できます。</p>
展示場、ギャラリー、大研修室を使用の場合	商談室、中研修室、会議室、特別会議室を使用の場合
使用開始日の <u>3か月前</u> を目処に提出してください。	使用開始日の <u>1か月前</u> を目処に提出してください。
2 使用許可書の発行	提出された「 使用許可申請書 」を審査させていただき、メッセウイング・みえの管理運営に支障がないと認める時は、「 使用許可書 」を発行します。

3 利用料金(前納金)のお支払い	展示場、ギャラリー、大研修室を使用の場合	商談室、中研修室、会議室、特別会議室を使用の場合																					
	<p>① 使用開始日の3か月前に「利用料金請求書(前納金)」及び「振込依頼書」を郵送します。</p> <p>② 「振込依頼書」にて銀行(要手数料)、または事前にご連絡のうえ、受付窓口にて期日までにお支払いください。</p> <p>③ 期日までにご入金がない場合は、発行済みの「使用許可書」は失効します。</p> <p>* 施設使用の変更・取消しについてはお早めにご連絡ください。使用許可取消期日により、下記のとおりキャンセル料をいただきます。</p> <p>【1年以内の予約】</p> <table border="1" data-bbox="466 929 895 1123"> <thead> <tr> <th colspan="3">使用許可取消期日</th> </tr> <tr> <th>90~61日前</th> <th>60~31日前</th> <th>30日~1日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンセル料率 40%</td> <td>キャンセル料率 50%</td> <td>キャンセル料率 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【1年以上前の予約】</p> <table border="1" data-bbox="466 1167 895 1361"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用許可取消期日</th> </tr> <tr> <th>360~181日前</th> <th>180~61日前</th> <th>60~31日前</th> <th>30日~1日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンセル料率 20%</td> <td>キャンセル料率 40%</td> <td>キャンセル料率 50%</td> <td>キャンセル料率 100%</td> </tr> </tbody> </table>	使用許可取消期日			90~61日前	60~31日前	30日~1日前	キャンセル料率 40%	キャンセル料率 50%	キャンセル料率 100%	使用許可取消期日				360~181日前	180~61日前	60~31日前	30日~1日前	キャンセル料率 20%	キャンセル料率 40%	キャンセル料率 50%	キャンセル料率 100%	<p>使用後に利用料金をお支払いいただきます。</p> <p>* 施設使用の変更・取消しについてはお早めにご連絡ください。</p> <p>当日の使用取消しについては、使用したものとして利用料金をいただきますが、前日までの使用取消しの場合は、いただけません。</p>
使用許可取消期日																							
90~61日前	60~31日前	30日~1日前																					
キャンセル料率 40%	キャンセル料率 50%	キャンセル料率 100%																					
使用許可取消期日																							
360~181日前	180~61日前	60~31日前	30日~1日前																				
キャンセル料率 20%	キャンセル料率 40%	キャンセル料率 50%	キャンセル料率 100%																				
4 打合せ	<p>展示場、ギャラリーを使用の場合は使用計画書を、提出してください。</p> <p>* 打合せ、下見の必要がありましたらご予約ください。</p> <p>予約電話 (059-223-4655)</p>																						
5 使用当日	<p>「使用許可書」をご持参の上、受付窓口にて施設の鍵をお受け取りください。</p>																						
6 使用後	<p>① 使用後の設備及び設備器具は現状に復旧してください。</p> <p>② 精算金がある場合は、使用後に「利用料金請求書」及び「振込依頼書」を郵送します。</p> <p>③ 「振込依頼書」にて銀行(要手数料)、または事前にご連絡のうえ、受付窓口にて期日までにお支払いください。</p> <p>④ 使用された「利用料金請求書」及び「振込依頼書」を郵送します。</p>																						

1 メッセウイング・みえ施設の利用料金表

【入場料を徴収しない場合】

単位 円（税込）

区分				平日				休日			
				午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時
1階	展示場	全面	3,231 m ²	293,320	125,710	167,610	201,140	351,980	150,850	201,130	241,360
		2/3	2,151 m ²	195,540	83,800	111,740	134,080	234,640	100,560	134,080	160,900
		1/3	1,079 m ²	97,770	41,900	55,870	67,040	117,320	50,280	67,040	80,450
	商談室	1	27 m ²	5,490	2,350	3,140	3,770	6,580	2,820	3,760	4,520
		2	20 m ²	5,490	2,350	3,140	3,770	6,580	2,820	3,760	4,520
	中研修室		72 m ²	14,660	6,280	8,380	10,050	17,580	7,530	10,050	12,060
2階	大研修室		205 m ²	36,660	15,710	20,950	25,140	43,990	18,850	25,140	30,160
	中研修室		63 m ²	14,660	6,280	8,380	10,050	17,580	7,530	10,050	12,060
	会議室		148 m ²	20,160	8,640	11,520	13,820	24,180	10,360	13,820	16,580
	特別会議室		96 m ²	25,660	11,000	14,660	17,600	30,790	13,200	17,590	21,120
	ギャラリー		113 m ²	27,490	11,780	15,710	18,850	32,980	14,130	18,850	22,620

備考

1. 休日とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
2. 展示場、ギャラリーを準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
3. 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とします）ごとに当該利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から午後5時までの区分に掛かる1時間当たりの料金となります。
4. 使用時間短縮による利用料金の減額は行いません。
5. 展示場の電気・水道を使用された場合は、その実費相当額をいただきます。
電気代：1kw当たり 31.5円 水道代：1m³当たり 241.5円
6. 展示場の冷暖房設備を使用された場合は、下記の利用料金（1時間未満の端数は1時間とします）をいただきます。
冷暖房設備 全面：1時間当たり 9,420円 2/3：1時間当たり 6,280円 1/3：1時間当たり 3,140円

【入場料を徴収する場合】

単位 円（税込）

区分				平日				休日			
				午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時
1階	展示場	全面	3,231 m ²	410,660	176,000	234,660	280,760	492,790	211,200	281,590	336,910
		2/3	2,151 m ²	273,760	117,320	156,440	187,160	328,520	140,800	187,720	224,600
		1/3	1,079 m ²	136,880	58,660	78,220	93,580	164,260	70,400	93,860	112,300
	商談室	1	27 m ²	7,700	3,300	4,400	5,280	9,240	3,960	5,280	6,330
		2	20 m ²	7,700	3,300	4,400	5,280	9,240	3,960	5,280	6,330
	中研修室		72 m ²	20,530	8,800	11,730	14,080	24,630	10,560	14,070	16,890
2階	大研修室		205 m ²	51,330	22,000	29,330	35,200	61,590	26,400	35,190	42,240
	中研修室		63 m ²	20,530	8,800	11,730	14,080	24,630	10,560	14,070	16,890
	会議室		148 m ²	28,230	12,100	16,130	19,360	33,870	14,520	19,350	23,230
	特別会議室		96 m ²	35,930	15,400	20,530	24,640	43,110	18,480	24,630	29,560
	ギャラリー		113 m ²	38,500	16,500	22,000	26,400	46,200	19,800	26,400	31,680

備考

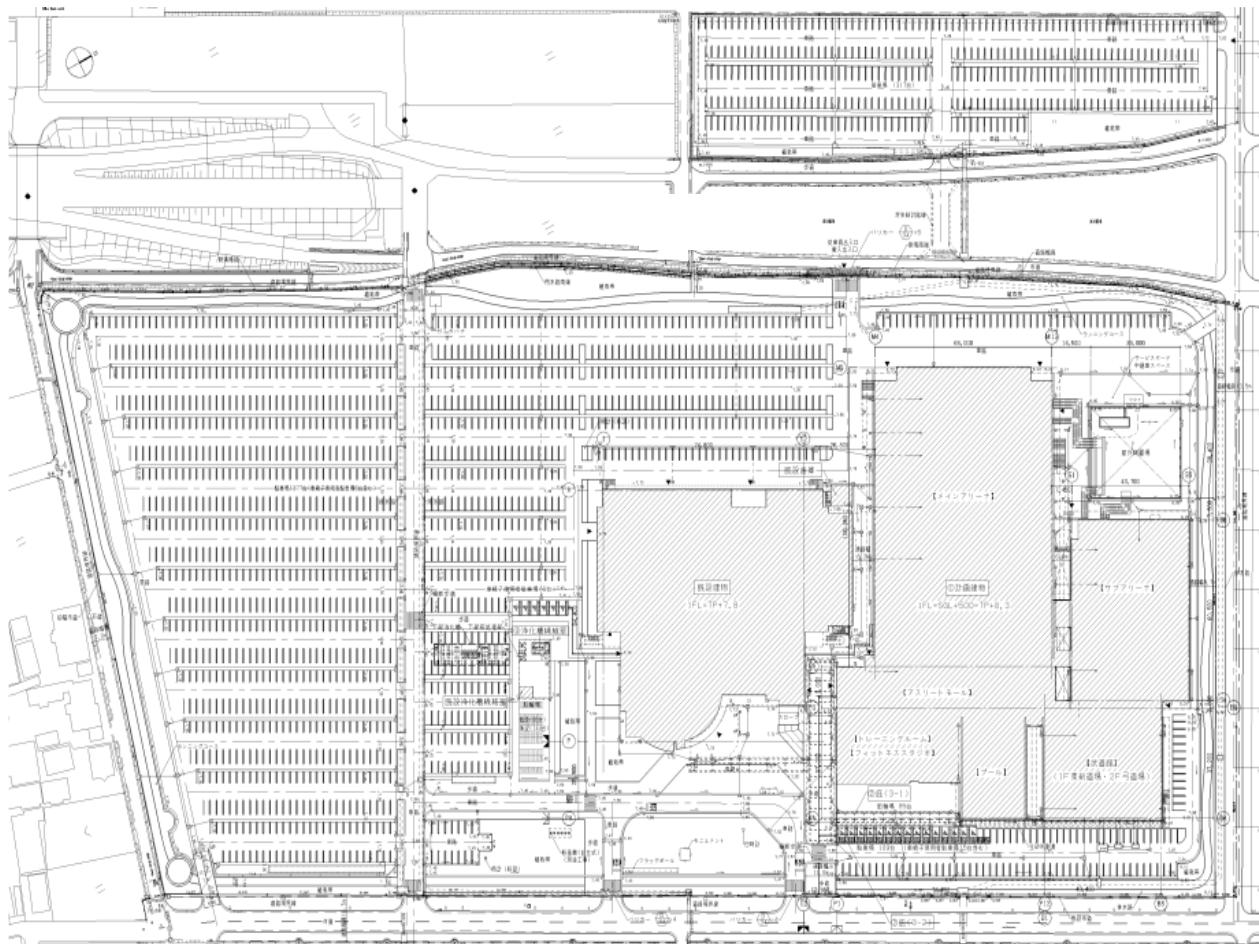
1. 休日とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
2. 展示場、ギャラリーを準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
3. 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とします）ごとに当該利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から午後5時までの区分に掛かる1時間当たりの料金となります。
4. 使用時間短縮による利用料金の減額は行いません。
5. 展示場の電気・水道を使用された場合は、その実費相当額をいただきます。
電気代：1kw当たり 31.5円 水道代：1m³当たり 241.5円
6. 展示場の冷暖房設備を使用された場合は、下記の利用料金（1時間未満の端数は1時間とします）をいただきます。
冷暖房設備 全面：1時間当たり 9,420円 2/3：1時間当たり 6,280円 1/3：1時間当たり 3,140円

2 メッセウイング・みえ設備器具の利用料金表

単位 円（税込）

名称	使用区分	保有台数	区分	利用料金
音響機器	展示場（全面）	1式	全面	10,470
	〃 (2/3)	1式	2/3	6,980
	〃 (1/3)	1式	1/3	3,490
はね返りスピーカー	展示場Aホール	2台	1組	1,040
ステージスピーカー	〃	2台	1組	1,040
展示台照明	〃	8列	1列	1,040
展示台（電動式）	〃	1式	1式	31,420
展示台（組立式）	展示場	30台	1台	1,040
吊バトン	〃	7列	1列	1,040
ピンスポット	〃	4台	1台	1,570
フォロースポット	〃	2台	1台	1,040
机	〃	250台	1台	60
椅子	〃	2,200脚	1脚	30
演壇（組立式）	〃	1式	1式	3,140
展示用パネル（大）	展示場・ギャラリー	45台	1台	50
展示用パネル（小）	〃	30台	1台	50
展示用パネル（ジャバラ）	〃	10台	1台	50
演台	展示場	1台	1台	730
司会者台	〃	1台	1台	310
金屏風	〃	半双2台	半双	1,570
展示用スポットライト	ギャラリー	60個	1個	100
A.V機器	大・中研修室、会議室	1式	1式	2,090
パソコンプロジェクター	〃	1台	1台	2,090
テレビビデオ	〃	1台	1台	2,090
姿見	商談室	2台	1台	200
テント		3張	1張	1,040
ガーデンテーブル	展示場	15台	1台	100
ガーデンチェア	〃	60脚	1脚	50
ギャラリー内展示台	ギャラリー	24台	1式	1,570
備考				
1.	上記の利用料金は、「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」、「午後6時から午後10時まで」ごとの料金となります。			
2.	区分外使用についての利用料金は、超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とします）ごとに当該利用料金の1/4の額（10円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。			
3.	各区分の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額となります。			
4.	入場料を徴収する場合においても、上記の料金となります。			
5.	土曜日、日曜日及び休日においても、上記の料金となります。			
6.	展示場、ギャラリーを準備又は原状回復のため使用する場合においても、上記の料金となります。			

3 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）



(1) 屋外展示場として使用する場合の利用料金

(税込)

時間区分	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
利用料金	1 m ² 当たり 6 円	1 m ² 当たり 8 円	1 m ² 当たり 8 円

備考

- 屋外展示場として使用する場合とは、イベント等で駐車場等を占有して使用することをいいます。
- 利用料金は使用する面積に応じた料金となります。
- 準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。
- 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した 1 時間（1 時間未満の端数は 1 時間とします）ごとに当該利用料金の 1 時間当たりの額（10 円未満の端数金額は切り捨てた額）となります。この場合、正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までの間の使用については、午後 1 時から午後 5 時までの区分に掛かる 1 時間当たりの料金となります。
- 各区分の 2 区分又は 3 区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額となります。
- 時間短縮による利用料金の減額は行いません。

(2) 一時駐車場として使用する場合の利用料金

(税込)

使用区分	普通自動車以下	大型車
	1台1時間当たり	1台1時間当たり
6時間未満	45円	180円
6時間以上12時間未満	39円	157円
12時間以上18時間未満	38円	155円
18時間以上24時間未満	38円	153円
24時間以上	38円	152円

備考

- 一時駐車場として使用する場合とは、津市産業・スポーツセンター施設及び当該地を屋外展示場として使用する場合の利用が伴わない、車両の一時駐車のことをいいます。
- 利用料金は上記の時間区分の料金に、車両の駐車台数と使用時間を乗じた額となります。

(3) その他の場合

ア 物販の場合

(税込)

使用区分	1m ² 1時間当たり
物販	200円

備考

- 物販とは、施設及び駐車場を屋外展示場として使用する場合の利用者以外で、キッチンカーによる食物販売やテントでの食物、土産等の販売を行うことをいいます。
- 物販で使用しようとする時間に、津市産業・スポーツセンター施設及び当該地を屋外展示場として使用する利用者が存在する場合は、指定管理者を通じ、この利用者の承諾を得た場合のみ使用できます。
- 午前9時から午後10時までの時間を超えての使用における利用料金は、当該使用時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間（1時間未満の端数は1時間とする）ごとに200円を乗じて得た額を加えた額となります。

イ 組立作業の場合

(税込)

使用区分	1m ² 1時間当たり
組立作業	2円

備考

組立作業とは、住宅メーカー等が当該地を使用して行う組立などの作業を行うことをいいます。

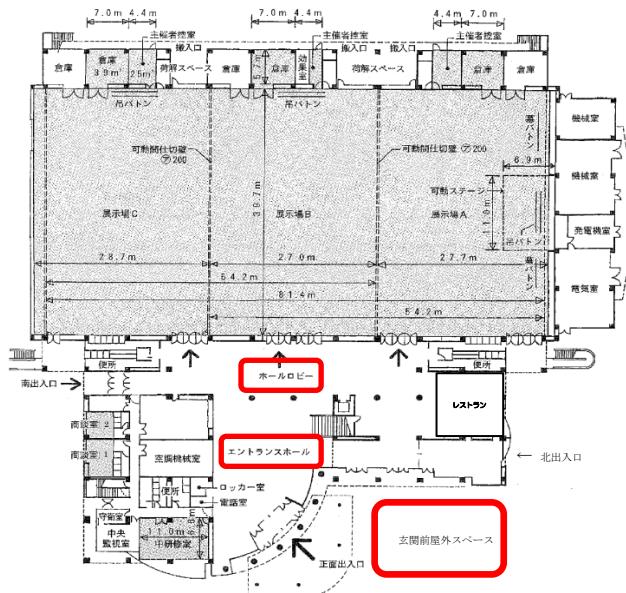
ウ 物販及び組立作業以外の場合

物販及び組立作業以外の場合で、展示会等のイベントには該当しないが講習会等で当該箇所を占有して使用する場合は、屋外展示場として使用する場合の利用料金に準じます。

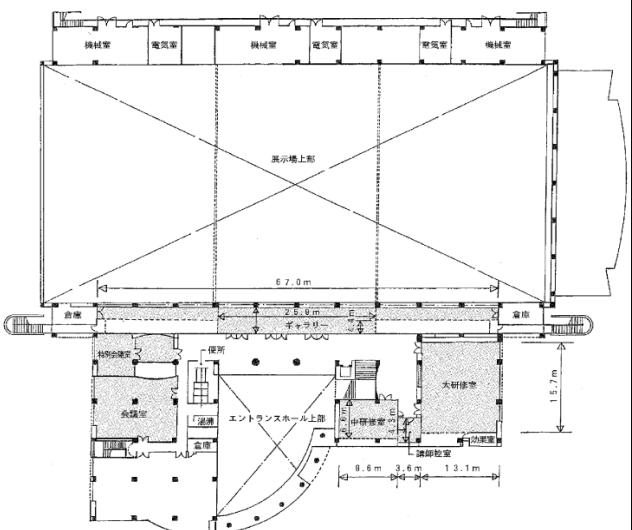
4 その他指定管理者が使用を認める場所

→その他指定管理者が使用を認める場所

1階



2階



(1) 物販（自動販売機設置を除く）の場合

屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）のその他の場合(物販)の利用料金に準ずること
とします。

(2) 物販以外の場合

屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を屋外展示場として使用する場合の利用料金に
準ずることとします。

1 開館日・使用時間

(1) 開館日

- ① 開館日は、1月4日から12月28日までです。
- ② 全館点検等により休館する場合は、事前にお知らせします。

(2) 使用時間

- ① 使用時間は、通常午前9時から午後10時までです。
- ② 催物前後の搬入・搬出・清掃等の時間は、使用時間に含まれます。
- ③ 通常使用時間外の使用に関しましては、当施設係員にご相談ください。（超過料金が必要です。）
- ④ 施設及び設備器具は、引き続き30日を超えて使用することはできません。
ただし、指定管理者が、特に必要であると認めるときには、この限りではありません。
- ⑤ 使用開始時間は、受付窓口から鍵をお渡しした時とします。使用終了時間は、受付窓口に鍵を返却された時とします。

2 使用の申請

(1) 申請先

津市産業・スポーツセンター指定管理者
津市スポーツ・メッセージネットワーク
〒514-0056 三重県津市北河路町19-1
TEL 059-223-4655 FAX 059-223-4656

(2) 申請期間

使用申請の受付開始は、使用日の1年前に当る月の初日から申請できます。
ただし、以下の場合は上記の申請期間に先立ち申請することができます。

○展示場全体を使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業は、使用日の3年前に当たる月の初日から申請できます。

- 1 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業
- 2 入場料等を徴収する事業
- 3 国、三重県又は津市の主催又は共催事業

○次に該当する事業は、使用日の2年前に当たる月の初日から申請できます。

- 1 展示場全体を使用する事業
- 2 展示場を3分の2以上使用し、かつ、次のいずれかに該当する事業
 - (1) 国際規模、全国規模又は県規模以上の事業
 - (2) 入場料等を徴収する事業
 - (3) 津市の区域内に主たる事業所を有し、かつ、当該区域内において活動を

行う産業振興団体の主催又は共催事業

3 国、三重県又は津市の主催又は共催事業

※屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）の使用に関しましては、使用日の1か月前にあたる月の初日から申請できます。

※同一の事業での複数の施設の使用につきましては、最初に申請期間が到来する施設に合わせて申請できます。

（3）申請手続

① 予 約

- ア 電話または来館にて、使用希望施設の空き状況を確認してください。
- イ 指定管理者は、予約の受諾か否かをご返事させていただきますが、文書は発行しません。
- ウ 予約者は、下記②エに示す提出期限を目処に「産業・スポーツセンター使用許可申請書」を提出してください。
- エ 予約者が「産業・スポーツセンター使用許可申請書」を提出する前に同一施設、同一日時に別の使用希望者がある場合は、予約者を優先して調整を行ったうえ、「産業・スポーツセンター使用許可申請書」を提出していただきます。その後「産業・スポーツセンター使用許可書」を発行します。

② 「産業・スポーツセンター使用許可申請書」の提出

- ア 「産業・スポーツセンター使用許可申請書」は、下記エに示す提出期限を目処に提出してください。

指定管理者が審査のうえ、発行する「産業・スポーツセンター使用許可書」の交付をもって、使用の権利が確定します。

- イ 「産業・スポーツセンター使用許可申請書」は、受付窓口へ持参いただくか、郵送・FAXにて受け付けます。

ご来館の場合は、午前8時30分から午後10時まで受け付けします。

（12月29日から1月3日の間、及び臨時休館日を除く）

郵送、FAXで申請される場合は、受付に関してのトラブルを回避するために、「使用許可申請書を郵送した」、「FAX送信した」と、電話による確認をお願いします。

- ウ 「産業・スポーツセンター使用許可申請書」の入手方法
 - ・津市産業・スポーツセンター受付窓口にて、お渡しします。
 - ・津市産業・スポーツセンターホームページからダウンロードできます。
 - ・電話依頼いただければ、FAXにて送信いたします。

- エ 「産業・スポーツセンター使用許可申請書」の提出期限の目処

- ・展示場・ギャラリー・大研修室・・・・使用開始日の3か月前
 - ・上記以外の施設・・・・・・・・使用開始日の1か月前

- オ 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）の利用、又は展示会等にて駐車場一部使用の場合は、管理事務所にお問い合わせください。「産業・スポーツセンタ

「一使用許可申請書（駐車場兼用）」の提出が必要となります。駐車場のみの使用申請の受付は、使用日の1か月前に当たる月の初日からになります。

3 使用の許可

（1）使用の審査・制限

指定管理者は、その使用が、津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 第15条に定める以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、メッセージティング・みえの使用を許可できません。

- ① 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- ② 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- ③ その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

（2）使用許可書発行

- ① 指定管理者は、審査結果に問題が無いと認めた場合「産業・スポーツセンター使用許可書」を発行します。また、メッセージティング・みえの管理上必要があると認めるときは、「産業・スポーツセンター使用許可書」に条件を付することがあります。
- ② 審査及び「産業・スポーツセンター使用許可書」の発行は、「産業・スポーツセンター使用許可申請書」を受けてから15日以内とします。

（3）減免申請

指定管理者は、国及び地方公共団体並びにそれらの機関、その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額することができます。利用料金減免措置を希望される場合は、管理事務所にご連絡のうえ「産業・スポーツセンター利用料金減免申請書」と判断に必要な書類を提出してください。審査のうえ、減免できるか否かをご連絡いたします。

4 必要書類の提出

（1）提出書類

- ① 提出していただく書類
 - ア 使用計画書
 - イ 小間割図（会場レイアウト図）・工事図（配線、配管図）
使用開始日の1か月前まで
＊研修室・会議室を研修会・会議の目的に使用する場合は提出不要です。
- ② 必要に応じて提出していただく書類
 - ア 消防署宛提出書類（津市産業・スポーツセンター備え付け）
 - ・喫煙 裸火の使用、危険物品の持ち込み承認申請書
 - ・承諾書
 - ・露店等の開設届出書

- イ 警察署宛提出書類（津市産業・スポーツセンター備え付け）
 - ・催物開催の連絡 入場予定者数が1日1,000人を超える場合
- ウ 保健所宛提出書類
 - ・飲食物を調理し提供する場合は、出店者毎に直接保健所に提出してください。
- エ その他諸官庁の承認を必要とする場合
 - ・所定の手続きを使用者が行ってください。

（2）注意事項

上記書類については、当施設係員と打合せを行ってください。

5 利用料金の納入

（1）利用料金

各施設、設備器具等の利用料金は、4ページから9ページの利用料金表のとおりです。

（2）前納金の納入

- ① 展示場・ギャラリー・大研修室の施設利用料金は、原則前納制です。施設使用日の3か月前に「産業・スポーツセンター利用料金請求書（前納金）」を郵送します。
中研修室・会議室・特別会議室・商談室の利用料金につきましては、使用後に「産業・スポーツセンター利用料金請求書」を郵送します。
- ② 指定管理者が必要と認めた場合は、設備器具等の利用料金を概算金として前納金に加算して納入いただきます。
- ③ 前納金は、利用料金の内金として精算します。

（3）精算金の納入

- ① 精算金は使用後に、施設利用料金・設備器具・電気・水道・空調の利用料金を使用実績に基づき計算して「産業・スポーツセンター利用料金請求書」を発行いたします。
- ② 当日の使用施設の減少は使用いただいたものとして請求させていただきます。
当日の使用取消しも同様です。

（4）納入期限

- ① 展示場・ギャラリー・大研修室の「産業・スポーツセンター使用許可書」の交付を受けた者（以下「使用者」という。）の利用料金の納入期限は、「産業・スポーツセンター利用料金請求書（前納金）」発行日から15日以内とします。
- ② 上記の納入期限内に前納金が納入されない場合は、指定管理者は使用許可を取り消し、発行済みの「産業・スポーツセンター使用許可書」は失効します。

(5) 納入方法

- ① 利用料金は、「振込依頼書」により、指定金融機関で納めていただくな（振込手数料は使用者負担でお願いします。）事前にご連絡のうえ、受付窓口で現金納入していただけます。
- ② 中研修室・会議室・特別会議室・商談室の使用及び、使用日に施設、設備器具等の追加使用が発生した場合は、使用終了日から15日以内に精算した「産業・スポーツセンター利用料金請求書」及び「振込依頼書」を発行しますので、発行日から15日以内に納入してください。

(6) 後納申請書

- ① 使用者は、やむを得ない事情により利用料金を前納できないときは、上記の前納金納入の代わりに「産業・スポーツセンター利用料金後納申請書」を提出することができます。
- ② 指定管理者は、「産業・スポーツセンター利用料金後納申請書」を審査し、やむを得ないと認めた場合には、これを承認し、「産業・スポーツセンター利用料金後納承認書」を発行します。
- ③ 期日内に前納金納入も「産業・スポーツセンター利用料金後納申請書」の承認も終了しなければ、指定管理者は使用許可を取り消し、発行済みの「産業・スポーツセンター使用許可書」は失効します。
- ④ 「産業・スポーツセンター利用料金後納申請書」の承認を得た使用者は、使用終了後、請求書発行の日から15日以内に利用料金を納入することを誓約したことになりますので、ご注意ください。

6 使用施設・期日の変更

(1) 変更手続き

- ① 使用者が使用の許可を受けた内容を変更する場合は、「産業・スポーツセンター使用許可変更申請書」を提出し、その許可を得なければなりません。
- ② 使用変更申請を許可した場合、指定管理者は、変更後の使用に対する「産業・スポーツセンター使用変更許可書」を発行します。この場合、変更前の「産業・スポーツセンター使用許可書」は自動的に失効します。

(2) 審査と許可

「産業・スポーツセンター使用許可変更申請書」と指定管理者による審査及び「産業・スポーツセンター使用変更許可書」の発行については、「産業・スポーツセンター使用許可申請書」提出時と同様です。

(3) 前納金の過不足

- ① 使用者が、変更前の利用料金納入期限前に使用変更の許可を得た場合は、変更後の使用に対する「産業・スポーツセンター使用変更許可書」とともに発行される変更後の使用に対する「産業・スポーツセンター利用料金請求書（前納金）」により

前納金を納入してください。この場合、変更前の「産業・スポーツセンター利用料金請求書（前納金）」は自動的に失効します。

- ② 既に納入済みの前納金の過不足については、変更を許可された施設使用後、精算するものとします。

7 施設使用の取消し

（1）施設使用の取消し手続き

- ① 使用者が施設使用を取り消す場合は、指定管理者に「産業・スポーツセンター使用許可取消届」を提出し、承認を得なければなりません。
- ② 「産業・スポーツセンター使用許可取消承認書」の発行をもって、発行済みの「産業・スポーツセンター使用許可書」は失効します。

（2）キャンセル料

- ① 使用許可取消については、下記の取消期日によりキャンセル料をいただきます。「産業・スポーツセンター利用料金後納申請書」を提出いただいた場合でも同様です。

【1年以内の予約】

使用許可取消期日		
90～61日前	60～31日前	30日～1日前
キャンセル料率 40%	キャンセル料率 50%	キャンセル料率 100%

【1年以上前の予約】

使用許可取消期日			
360～181日前	180～61日前	60～31日前	30日～1日前
キャンセル料率 20%	キャンセル料率 40%	キャンセル料率 50%	キャンセル料率 100%

- ② 商談室・中研修室・会議室・特別会議室については、使用しようとする前日までキャンセル料はかかりませんが、当日の使用許可取消については使用したものとして利用料金をいただきます。

- ③ 基本的に既納の利用料金は、還付しません。

ただし、使用者の責めによらない理由により、使用することができない場合と、使用日の31日前までに「産業・スポーツセンター使用許可取消届」を提出した時は、既納の利用料金の全部又は一部を還付します。前納金納入済みで使用許可取消の場合は、「産業・スポーツセンター使用許可取消届」と合わせて「産業・スポーツセンター利用料金還付申請書」を提出してください。

前納金額からキャンセル料を差し引いた残額を「産業・スポーツセンター利用料金還付通知書」にてお知らせします。「産業・スポーツセンター利用料金還付通知書」発行日から15日以内に還付します。

- ④ 「産業・スポーツセンター利用料金後納申請書」の承認を得ていたものを使用許可取消するときで、キャンセル料が発生する場合は、「産業・スポーツセンター

使用キャンセル料金請求書」を発行しますので、この「請求書」発行から 15 日以内に納入してください。

8 入場の制限・使用の取消し、停止

(1) 入場の制限

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入場を拒否し、又は退場させることができます。

- ① 感染症の疾病のある者。
- ② 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者。
- ③ その他管理上支障があると認められる者。

(2) 遵守事項

使用者、若しくはその他メッセウイング・みえを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければなりません。

- ① 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- ② 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- ③ 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- ④ 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- ⑤ 許可なくして所定の場所以外へ立ちいらしたこと。
- ⑥ 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ⑦ その他管理上必要な指示に従うこと。

使用者は、メッセウイング・みえを専用して使用する場合においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければなりません。

- (ア) 入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (イ) メッセウイング・みえ内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置すること。
- (ウ) 入場者に対し、この遵守事項を守らせること。

(3) 職員の立入り

指定管理者は、メッセウイング・みえの管理上必要であると認めるときは、使用中の施設に当施設係員を立ち入らせることができます。

(4) 使用の取消・停止

次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は使用者に対し、許可した事項を変更し、または「産業・スポーツセンター使用許可書」を取り消し、若しくは使用の停止を命じることができます。

- ① 使用規模またはこの規則に著しく違反したとき。
- ② 「産業・スポーツセンター使用許可申請書」記載の内容と目的に反する使用をしたとき。
- ③ 使用申請者と使用者が異なったとき。

- ④ 偽りその他不正の手続きにより、使用許可を受けたとき。
- ⑤ 施設の使用権を第三者に譲渡、若しくは転貸したとき。
- ⑥ 衛生・防災・防犯に関し、指定管理者及び関係官庁の指示に従わないとき。
- ⑦ 使用の際、他会場の使用者に迷惑をおよぼしたとき。
- ⑧ 施設の設備器具等に損傷を生ずる恐れのあるとき。
- ⑨ 管理運営上、支障があると認められるとき及び指示に従わないとき。
- ⑩ 館内で、指定管理者の承認がない寄付・募集・物品販売・その他これに類似する行為をしたとき。
- ⑪ 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- ⑫ 公益上必要があると認められるとき。
- ⑬ 前各号に掲げる場合のほか、メッセージウイング・みえの管理上特に必要があると認められるとき。

(5) 付帯事項

- ① 使用者は、上記の「使用の取消・停止」によりメッセージウイング・みえの使用を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、その使用した施設・設備器具等を速やかに原状に回復しなければなりません。
- ② 上記（4）各号のうち①～⑩のいずれかにより使用の取消・停止を受けた場合は、既に納入された利用料金は還付しません。

9 設備器具の貸出

- ① 設備器具の使用については、「産業・スポーツセンター使用明細書」に設備器具名、数量を明記のうえ、お申し込みください。
- ② 設備器具を使用する場合は、善良な管理のもとに責任を持ってお取り扱いください。
- ③ 展示場での設備器具の借受は、当施設係員の立会・指示により、所定の倉庫から出してご使用ください。
- ④ 展示場での設備器具使用後は、所定倉庫前に整頓し、当施設係員の点検を受けた後、元の位置に収納してください。（机・椅子等は台車に乗せ、所定の倉庫へ必ず収納してください。）
- ⑤ 展示場以外で設備器具を使用される場合は、当施設係員の指示に従いご使用ください。
- ⑥ 使用設備器具（机・椅子等）は、使用後消毒及び拭き掃除をしてください。
- ⑦ 設備器具を損傷又は滅失されたときは、賠償していただきます。
- ⑧ 使用者は、特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を得てください。
- ⑨ 設備器具利用料及び保有台数については、6ページ『メッセージウイング・みえ設備器具利用料金表』を参照してください。

10 管理責任

使用期間中は、出品業者・関連業者及び下請業者等の行為でも、使用者の責任となりますので、ご注意ください。

また、「産業・スポーツセンター使用許可申請書」に記入された使用責任者は、使用期間中は常駐し、展示会等の進行状況等を把握し、責任をもって管理してください。

(1) 警備

① 展示場の開錠・施錠

「産業・スポーツセンター使用許可申請書」に記入された使用責任者が開錠・施錠をしてください。

時間外の鍵の受渡しについては、当施設係員と事前に打合せをしてください。

なお、鍵の場外持出しが禁止しております。

② その他

駐車場交通整理・場内整理を行い、盗難・火災等の事故防止に努め、万全を期してください。

(2) 清掃・衛生

① 会場・その他付帯施設の清掃・衛生管理

ア トイレ・ゴミ箱等は常に清潔に保ち、衛生に留意してください。

イ 場内外のゴミは、ビニール袋に入れ使用者で責任を持って処理してください。

なお、最終日には、残材すべてのゴミを撤去し、完全に原状復帰してください。

ウ 最終日の清掃は、使用者において責任をもって実施してください。

11 展示品の搬入出

(1) 搬入出口

① 展示品・装飾材等の搬入は、展示場搬入出口をご使用ください。（正面玄関からは原則としてできませんが、状況により協議します。）

② 使用者は、搬入出計画（産業・スポーツセンター使用明細書）を提出し、時差搬入には十分注意し、整理員を必ず付けてください。

③ 当施設では、使用者、小間出店業者、関連業者が発送された荷物の預かり、保管はいたしませんので、搬入出計画に合わせて到着するよう手配してください。

④ 展示品等の搬入出には極力防音に努め、必ずゴム付き台車を利用して下さい。

〈展示場搬入出口〉 W × H

展示場Aシャッター 4.5 m × 3.8 m

展示場Bシャッター 4.5 m × 3.8 m

展示場Cシャッター 4.5 m × 3.8 m, 5.0 m × 8.0 m (大物搬入出口)

(2) 制限荷重

展示場の制限荷重は次のとおりです。

展示場 5 t / m²

出品物及び装飾材料等で重量物・長大物件等特別な搬入出作業が必要な場合は、事前に当施設係員に申し出て指示に従ってください。

12 装飾施工

- ① 装飾作業の実施は、承認を受けた計画書及び図面によって施工してください。変更のある場合は、必ず事前に当施設係員にご連絡ください。
- ② 装飾看板は、展示場の看板取付設備のある場所及びあらかじめ承認を受けた場所に設置してください。
- ③ 搬入・搬出、開催当日を問わず、火気取締りはもとより装飾上の諸苦情を処理するため、装飾業者は巡回員を常駐させてください。
- ④ バックパネルは、消防法で定められた基準（防炎性能を有するもの等）にあつたものを使用してください。
- ⑤ 展示装飾物は、あらかじめ製作のうえ持参し、施設内では組立てる程度にしてください。展示場に特別の設備を設置したときは、使用後ただちに原状に復帰してください。
- ⑥ 装飾資材等の搬入・搬出は、極力防音に努め資材等により床面、壁面、扉等にキズをつけることのないよう作業してください。
- ⑦ 展示場床面にクギ、針金等を放置したままで作業をしないでください。
- ⑧ 天井、壁面、ガラリ、配管、配線及び空調ダクト類等には、針金を使用しての補強や支持物の補強に使用しないでください。
- ⑨ 天井、壁面、床面等にクギ、アンカー等を打ちつけないでください。
- ⑩ 天井、壁面、床面、扉にテープ類を貼らないでください。
- ⑪ 展示資材パネルの寸法は、高さ2.4mまでにしてください。この高さを超えるパネルを使用する場合は、当施設係員と打合せのうえ、使用してください。
- ⑫ 植木等の会場配置にあたっては、シャッターワーク、非常口、搬入出口、通路等を避けて設置してください。
- ⑬ ガラス、蛍光灯、壁、床、資材等の破損があったときは、速やかに当施設係員に届けてください。
- ⑭ 装飾材料、残材、ゴミ等はすべて撤去してください。特に展示場内は、火災原因となりますので注意してください。
- ⑮ 碎石、土芝、土ごけ、砂、その他展示場を破損、汚損するおそれのある装飾資材及び可燃物（発砲スチロール、セロハンパッキン、防炎処理を施していない展示用布やベニア、バックパネル等）の使用は原則として禁止します。
- ⑯ スプリンクラーヘッドの散水障害となる装飾（吊り物）は禁止します。
- ⑰ 施設内で、刑法上抵触する行為は、一切禁止します。
- ⑱ すべての作業を終了した後に使用責任者は、その旨を当施設係員に報告してください。

13 表具施工

- ① 表具作業者は、シートを敷き、床面にノリや水をこぼすことのないようにしてください。
- ② 展示台には直接表具をしないで、捨てベニア等を施して行ってください。
- ③ 壁面、扉やガラス窓等にノリが付着しないよう注意して作業してください。万一本体が付着した場合は、直ちに拭き取ってください。
- ④ 展示場は、特に表具作業の切り残しが床に付着したままになる恐れがありますので、作業責任者は完了後必ず現場を確認し、付着している場合は速やかに拭き取っておいてください。

14 電気・水道・ガス施工

電気・水道・ガス設備を必要とする場合は、次の事項に従ってください。

(1) 電気

- ① 電力配線図は、提出前に当施設係員と打合せをしてください。
- ② 電気工事業者は、当日必ず送電に立会い、工事の良否と安全状態をチェックしてください。
- ③ 電気配線は、美観上小間に対して平行又は垂直に配線し、たるみ部分は見えない個所で処理してください。
- ④ 分電盤のブレーカーが切れた場合は、勝手にブレーカーを再投入しないでください。

原因の確認を行い修理又は負荷の分散を行ってください。

- ⑤ 分電源盤（ピット内）は撤去時に電線の切り残しがないように処理し、カバーは必ず閉めて完了してください。
- ⑥ 臨時電力の送電は、電気工事業者及び当施設担当者の立会いのうえで行ってください。

次の場合は、電気の供給を全部または一部を停止いたします。

- ア 電気機器を届出または、承認なく使用した場合
- イ 配線工事に欠陥が発見された場合
- ウ 送電を継続すると危険な状態になると予測される場合
- エ 使用状態がその周囲に危害または迷惑をおよぼす場合
- オ 使用了解電力を超えて使用した場合

- ⑦ 施設内において配線工事を行う者は、電気工事士の有資格者または同等以上の者でなければなりません。
- ⑧ 小間の電気工事についても申請電気工事業者がすべて責任を負うものとします。
- ⑨ 次に掲げるものは原則としてその使用を禁止していますので、指定管理者の許可を受けた後、別途消防署の許可を得てください。
 - ア 電熱器（電気コンロ）等の裸火

- イ 点滅器、溶接器等火花を生ずる設備
 - ウ ネオンサイン
 - エ その他火気及び危険物等
- ⑩ 夜間送電を要する場合は、あらかじめ当施設係員の許可を得てください。

(2) 水道・ガス

- ① 水道、ガス配管図は、提出前に当施設係員と打合せをしてください。
- ② 工事については、壁面、床面等に直接クギ、木ネジ等を打ち込まないでください。
- ③ 人の立ち入る通路等の床面を配管等が横切る場合は、U字型鉄板等で覆ってください。

15 商品の展示

- ① 商品展示は、火災報知器、非常口、搬入出口の前は、禁止とします。
- ② 機器実演及び展示場内の試飲等で床を汚損する恐れのあるときは、シートを敷き詰める等養生を施して使用してください。
- ③ 展示場に特別の設備を設置したときは、使用後速やかに原状に復帰してください。
- ④ 屋外アンテナ等の工事が必要な場合は、当施設係員と打合せのうえ、許可を得てください。

16 展示品の実演

展示品の実演は、万全の防災措置を講じたうえで実施してください。なお、次の事項は原則として実演できません。

- ① 発火または引火しやすいもの
- ② 炎または煙を発するものや爆発の危険性のあるもの
- ③ 著しい音響、振動、ほこり及び臭気を発するもの
- ④ 接触または接近することにより事故を起こす恐れのあるもの
- ⑤ 床面に漏水または漏油する恐れのあるもの
- ⑥ その他展示品を汚損または破損する恐れのあるもの

17 飲食等

(1) 喫煙

館内は、全面禁煙です。館外の決められた喫煙場所でのみ喫煙可能です。

(2) 飲食

展示場・会議室等での飲食は可能ですが。事前に当施設係員に申請のうえ、指示に従ってください。

なお、ゴミは必ず持ち帰ってください。

(3) 使用者による飲食物・物品販売

展示会等の運営上飲食物及び物品の販売を行う場合は、事前に当施設係員に申請のうえ、指示に従ってください。

(4) 飲食物のサービス

- ① 自動販売機にて飲物の提供を行います。
- ② 館内にレストランを併設していますので、ご利用ください。

(5) コピーが必要な場合

コピーをしたいときは、受付窓口で対応します。

(A4サイズ白黒 片面20円／枚)

(6) FAXが必要な場合

FAXをしたいときは、受付窓口で対応します。

- ① 送信の場合 (A4サイズ 10円／枚)
- ② 着信の場合 事前にご連絡のうえ、管理事務所宛に送信してください。

FAX 059-223-4656

(A4サイズ 20円／枚)

(7) ロッカーが必要な場合

ロッカーをご使用になりたいときは、エントランスホール横にコインロッカー(100円リターン式)がございますので、ご自由にお使いください。

(8) 車椅子が必要な場合

車椅子をご使用になりたいときは、管理事務所にご連絡ください。(無料)

(9) 給湯設備が必要な場合

館内1階・2階にある給湯室はご自由にご使用ください。ご使用後は清掃してください。

18 安全管理

使用者が行う設営、撤去作業及びイベント等における来場者・展示品等の事故について、当施設は責任を負いかねますので、防犯・防火及び交通整理等事故防止に万全を期してください。

- ① 当施設は館外指定場所以外は禁煙です。
- ② 展示場内での裸火の使用及びプロパンガス・その他可燃性物質等危険物の持ち込みは原則できません。

ただし、展示・実演のため、展示場内で裸火及びガスを使用する必要がある場合は、当施設係員に申し出て許可を受けた後、消防署への手続きを行ってください。

- ③ 次の事項については特にご注意をお願いします。

ア 閉場時における実演で要した火気・切電・漏水の点検及び出入口の施錠。

- イ 非常口、誘導標識、消火栓、消火器、火災報知器等の位置の周知徹底。
- ④ 展示品及び装飾等は防災機器使用の支障とならないように配置してください。
- ア 非常口・消火栓等から 1.6 m以内には物品等を置かないようにしてください。
- イ 入場者の誘導の支障とならないよう、主幹通路は 2.5 m、補助通路は 1.8 m の有効幅員を確保してください。
- ウ 非常口、出入口付近には歩行の障害となるものを置かないでください。特に搬入出道路及びシャッター前に自動車を駐車しないでください。
- ⑤ その他
- ア 展示場において使用する展示用合板、カーテン、暗幕、絨毯等は防炎加工済のものを使用してください。
- イ 建物内でアドバルーンの掲揚及び風船等、施設警報機器に支障をきたす恐れのあるものの使用は禁止とします。
- ウ 非常災害など緊急事態発生時の対応について、使用者はあらかじめ各自の催物等の入場者予測を行い、避難誘導計画を作成しておいてください。万一緊急事態が発生した場合は、当施設係員の指示に従い、速やかに入場者等の避難誘導を行ってください。

19 原状復帰と損害賠償

(1) 使用者の責務

- ① 使用後は直ちに原状復帰し、当施設係員の点検を受けてください。
- ② 施設・設備器具等に損傷や滅失を生じたときは、当施設係員に連絡してください。調査の結果によっては、相当額を賠償していただきます。

(2) 産業・スポーツセンター指定管理者の責務

指定管理者の責めに帰する原因により、使用者若しくは入場者に損害を与えたときは、その損害を該当者に賠償します。

20 駐車場の使用

- ① 駐車場は 1,848 台駐車可能です。
- ② 多数の駐車が予測される場合は、当施設係員にお申し出ください。
- ③ 上記の場合は、必ず整理員を配置し、通路、歩道など駐車場以外の場所に駐車しないよう適切に管理してください。
- ④ 地元住民に迷惑をかけないように、周辺道路には駐車させないよう配慮してください。また、帰りの車が農道及び施設敷地南側の北河路橋を通行しないよう誘導してください。
- ⑤ 駐車場で発生した事故・盗難等について、当施設はその責任を負いません。
- ⑥ 駐車台数に限りがありますので、乗合せや公共交通機関のご利用等にご協力をお願いします。

21 電 話

臨時電話、専用線及び光ケーブルを使用した回線を設置することができます。当施設係員に申し出ていただき、NTT西日本三重支店に直接お申込みください。

22 関係機関

関係機関には、開催10日前までに手続きを済ませておいてください。

津警察署（地域課） 津市丸之内22-1

TEL 059-213-0110

津市中消防署西分署 津市一色町257

TEL 059-225-7431

*消防署への申請にあたっては、指定管理者の承認が必要となります。

津保健所衛生指導課 津市桜橋3丁目446-34

TEL 059-223-5112

23 その他

- ① 展示場内の放送設備・冷暖房機・電気（照明・換気）等の取扱方法及びその他疑問な点がありましたら当施設係員までご連絡ください。
- ② 当施設への補助犬以外の犬・ねこ・鳥・その他の愛玩動物・家畜等の持ち込みはご遠慮ください。

24 交通

- ① 近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）
津インターチェンジから（東500m右折） 3分
- ② JR・近鉄津駅より
車 10分
バス（津新町駅経由） 25分
- ③ 近鉄津新町駅より
車 7分
バス 10分
- ④ 津なぎさまちより
車 10分
バス（三重会館前乗換） 20分